

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長柄町は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長柄町長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金(追加分) 低所得世帯支援給付金(令和5年度こども加算)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和5年度均等割りのみ課税世帯)の支給事務 定額減税補足給付金(調整給付金・不足額給付分)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和6年度新たな住民税非課税世帯等)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和6年度非課税世帯3万円・こども2万円)の支給事務
③システムの名称	給付金システム・共通宛名システム・中間サーバー・バックアップシステム・国算定ツール(給付支援サービス機能)・マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)

2. 特定個人情報ファイル名

定額減税補足給付金(調整給付金・不足額給付分)事業情報ファイル・低所得世帯支援給付金事業情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第162条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第162条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	定額減税補足給付金の支給事務 税務住民課 低所得世帯支給給付金の支給事務 福祉課
②所属長の役職名	定額減税補足給付金の支給事務 税務住民課長 低所得世帯支給給付金の支給事務 福祉課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111
-----	--------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を含む書類を施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 また、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムにおいて、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う職員が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月19日	公表日	令和6年6月13日	令和7年2月26日	事前	
令和7年2月19日	事務の概要	公的給の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続きにおける特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号。以下「番号利用法」という。) の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り 扱う。 定額減税補足給付金(調整給付金)の支給事 務 低所得世帯支援給付金(令和6年新たな住 民税非課税世帯等)の支給事務	公的給の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続きにおける特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号。以下「番号利用法」という。) の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り 扱う。 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金(追 加分) 低所得世帯支援給付金(令和5年度こども加 算)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和5年度均等割 りのみ課税世帯)の支給事務 定額減税補足給付金(調整給付金)の支給事 務 低所得世帯支援給付金(令和6年度新たな住 民税非課税世帯等)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和6年度非課税世 帯3万円・こども2万円)の支給事務	事前	
令和7年2月19日	システムの名称	調整給付金処理システム・臨時福祉給付金シ ステム・児童給付金システム・共通宛名システ ム・中間サーバー・バックアップシステム	給付金システム・共通宛名システム・中間サー バー・バックアップシステム	事前	
令和7年2月19日	個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1(135の項) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号) 第74条	・番号法第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号) 第74条	事前	
令和7年2月19日	情報提供ネットワークシステム による情報連携 法令上の根拠	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の 121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の4	・番号法第19条第8号 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条八号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 の表160の項	事前	
令和7年2月19日	対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年2月19日時点	事前	
令和7年2月19日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年2月19日時点	事前	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	公的給の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続きにおける特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号。以下「番号利用法」という。) の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り 扱う。 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金(追 加分) 低所得世帯支援給付金(令和5年度こども加 算)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和5年度均等割 りのみ課税世帯)の支給事務 定額減税補足給付金(調整給付金)の支給事 務 低所得世帯支援給付金(令和6年度新たな住 民税非課税世帯等)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和6年度非課税世 帯3万円・こども2万円)の支給事務	公的給の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続きにおける特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号。以下「番号利用法」という。) の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り 扱う。 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金(追 加分) 低所得世帯支援給付金(令和5年度こども加 算)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和5年度均等割 りのみ課税世帯)の支給事務 定額減税補足給付金(調整給付金・不足額給 付分)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和6年度新たな住 民税非課税世帯等)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和6年度非課税世 帯3万円・こども2万円)の支給事務	事後	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名 称	給付金システム・共通宛名システム・中間サー バー・バックアップシステム	給付金システム・共通宛名システム・中間サー バー・バックアップシステム・国算定ツール(給 付支援サービス機能)・マイナポータル(サービ ス検索・電子申請機能)	事後	
令和7年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	・番号法第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号) 第74条	・番号法第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(令和6年デジタル 庁・総務省令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第162 条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第162条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月19日時点	令和7年6月2日時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月19日時点	令和7年6月2日時点	事後	
令和7年7月1日	8. 人の手を介在させる作業人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	8. 人の手を介在させる作業判断根拠		特定個人情報を含む書類を施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 また、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと考える対策 もっとも優先度が高いと考える対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと考える対策 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと考える対策 判断根拠		システムにおいて、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う職員が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	